

指定通院医療機関の確保（２）

〔確保目標〕

⇒ 地域バランスを考慮し、地域の基幹病院として各都道府県に最低2か所、人口100万人あたり2～3か所程度を指定する予定。

〔地域ブロックごとの確保数(現時点での想定)〕

北海道・東北	40～50 か所程度	関東甲信越	120～130 か所程度
東海・北陸	40～50 か所程度	近畿	55～65 か所程度
中国・四国	30～35 か所程度	九州	35～45 か所程度

28

指定通院医療機関における医療体制

(現在想定しているもの)

- ① 看護師やPSWのほか、OTやCP(臨床心理技術者)など、一定水準以上のスタッフ。
- ② 基幹病院と連携しつつ、訪問看護等が提供できる医療機関もサブ的な医療機関とする。
- ③ 保護観察所を中心とするケア会議を行い、それらの情報に基づく診療方針を作成。
- ④ 治療目標
 - 通院前期(1～6か月)
入院医療から通院医療への円滑な移行
 - 通院中期(7～24か月)
限定的な社会活動への参加と定着
 - 通院後期(25～36か月)
地域社会への参加の継続・拡大と一般精神医療への移行

29